

登録意匠「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」意匠権侵害損害賠償請求事件：大阪地裁平成26(ワ)11557・平成27年10月26日（26民部）判決＜請求棄却＞▶特許ニュース No. 14130

## 【キーワード】

意匠の類似範囲，意匠権の存続期間の満了

## 【事案の概要】

### 1 事案の概要

本件は，ロッカー用ダイヤル錠付き把手の意匠権を有していた原告が，被告が販売する製品に係る意匠が原告の意匠権に係る意匠と類似し，原告の意匠権を侵害すると主張して，被告に対し，意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として，平成25年4月1日から平成26年11月30日までの損害賠償金1151万6206円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成26年12月12日から支払済みまで，民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお，原告の有する意匠権の存続期間は，平成26年12月17日に満了している。

### 2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告（株式会社クローバー）は，合い鍵用鍵材，各種の錠などの製造，販売を目的とする株式会社である。

被告（株式会社LEC）は，電気工事，ロッカーの販売，設置等を目的とする株式会社である。

(2) 原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本件意匠」という。）を有しており（甲1，2），意匠公報に掲載された図面は，別紙意匠図面のとおりである（甲3）。

登録番号	意匠登録第1065351号
出願番号	意願平10-30515号
出願日	平成10年10月20日
登録日	平成11年12月17日
意匠に係る物品	ロッカー用ダイヤル錠付き把手

### (3) 類似意匠

本件意匠には，次の類似意匠（以下「本件類似意匠」という。）が登録されており（甲1，4），意匠公報に掲載された図面は，別紙類似意匠図面のとおりである（甲5）。

登録番号	意匠登録第1065351号の類似意匠登録第1号
出願番号	意願平10-35879号

出願日 平成10年12月11日  
登録日 平成11年12月17日  
意匠に係る物品 ロッカー用ダイヤル錠付き把手

#### (4) 被告の行為

被告は、業として、「Myプラロッカー」の商品名で、別紙被告製品目録及び別紙「つまみ及び周辺部分の拡大図」に記載のロッカー用ダイヤル錠付き把手（以下「被告製品」といい、同製品に係る意匠を「被告意匠」という。）を組み込まれたセキュリティBOX及びパーソナルロッカーを販売している。

### 3 争点

- (1) 被告意匠は本件意匠と類似するか。
- (2) 原告の損害額

### 【判 断】

#### 1 争点1（被告意匠は本件意匠と類似するか）について

(1) 前提事実(2)、(4)のとおり、被告意匠と本件意匠の「意匠に係る物品」は同一である。

#### (2) 本件意匠の構成

証拠（甲2及び3）及び弁論の全趣旨によれば、本件意匠の構成は以下のとおりと認められる。

##### ア 基本的構成態様

本件意匠は、手がかり部及び名札入れを有する筐体にダイヤル錠が一体に組み込まれたものであり、基本的構成態様は次のとおりである。

- (ア) 筐体は、前面部と本体部とを一体に備えている。
  - a 前面部の外形は正面から見て縦に長い矩形形状である。
  - b 本体部は前面部の後方へ突き出ており、ラッチとデッドボルトとが突出する。
- (イ) 手がかり部は、前面部において開口する凹部よりなる。
- (ロ) ダイヤル錠は、手がかり部と横並びに配置されている。
- (エ) ダイヤル錠は、前面プレート上にダイヤル操作部とつまみとが配置されてなるものである。
- (オ) 名札入れは、前面部の上端部位置に横に長い矩形形状に設けられている。

##### イ 具体的構成態様

- (ア) 手がかり部
  - a 手がかり部の凹部は、前面部における開口部分が縦に長い矩形形状である。
  - b 前面部における開口部分の幅は、ダイヤル錠の前面プレートの幅より狭く、前面プレートの約6割の幅であり、長さも前面プレートより短く、前面プレートの約9割の長さである。
  - c 手がかり部の凹部は、正面視右内側面は背面に向かって中央に向かい緩

やかに傾斜している。

(イ) ダイヤル錠

- a ダイヤル錠の前面プレートは縦に長い矩形形状であり、その幅中央部に僅かに盛り上がる縦に長い突部を有し、該突部の中央には棒状の印が描かれている。
- b ダイヤル操作部は、突部の位置に4個のダイヤルが突部の長さ方向に沿って一定の間隔ごとに整列配置されてなる。
- c 各ダイヤルは、横向きであって、前面プレートに設けられた開口部から突出した外周面の長手方向が突部と直交するように、かつ、ダイヤル中央部の前面プレートからの突出高さが突部と同一の高さとなるように設けられている。
- d つまみは、突部の上方位置であって4個のダイヤルの列上に配置されている。
- e つまみは、正面から見た形状が円形であり、直径は各ダイヤルの幅とほぼ一致している。
- f つまみは、直径に沿って突出する操作部を有する。
- g つまみは、前面プレートに埋設された円筒形の基底部と、当該基底部の直径に沿って突出する略直方体状の操作部とを有し、操作部は、基底部に向かって滑らかな凹面を形成するように基底部と一体成型されている。
- h つまみの操作部には、正面に突出する面の上端部付近から基底部に至る棒状の印が描かれている。
- i 正面視におけるつまみの右上約45度の方向及び左上約45度の方向には、それぞれ、先端を基底部の外周に接する矢尻状の印が描かれている。

(ウ) 名札入れ

- a 名札入れは、前面部上縁に達する扁平な直方体状の凹部が形成されると共に、当該凹部の左右に溝が形成されている。
- b 名札入れの上下長さは前面部の上下長さの約16.4%である。

ウ 原告は、名札入れは基本的構成態様に当たらないと主張するが、名札入れは、本件意匠に係る物品の使用者を提示するためのものであり、つまみやダイヤル錠等、他の構成態様とは異なる独自の機能を有し、それらとは独立に設けられた構成であり、正面視で、前面部全体の10%程度の大きさを占めるものであること（甲2、甲3、弁論の全趣旨）も考慮すると、本件意匠に係る基本的な骨格に相当する部分というべきであり、基本的構成態様に当たるとするのが相当である。

(3) 被告意匠の構成

ア 基本的構成態様

被告意匠は、手がかかり部1を有する筐体2にダイヤル錠3が一体に組み込まれたものであり、その基本的構成態様は次のとおりである。

(ア) 筐体2は、前面部4と本体部5とを一体に備えている。

- a 前面部 4 の外形は正面から見て縦に長い矩形形状である。
- b 本体部 5 は前面部 4 の後方へ突き出ており、ラッチ 6 とデッドボルト 7 とが突出する。
- (イ) 手がかり部 1 は、前面部 4 において開口する凹部よりなる。
- (ウ) ダイアル錠 3 は、手がかり部 1 と横並びに配置されている。
- (エ) ダイアル錠 3 は、前面プレート 8 上にダイアル操作部 9 とつまみ 1 0 とが配置されてなるものである。

#### イ 具体的構成態様

- (ア) 手がかり部 1
  - a 手がかり部 1 の凹部は、前面部 4 における開口部分 1 1 が縦に長い矩形形状である。
  - b 前面部 4 における開口部分 1 1 の幅は、ダイアル錠 3 の前面プレート 8 の幅より狭く、前面プレート 8 の約 8 割の幅であり、長さが前面プレート 8 の長さとはほぼ一致する。
  - c 手がかり部 1 の凹部は、正面視右内側面は背面に向かって中央に向かい緩やかに傾斜すると共に、当該傾斜の右開口始端部には段差が形成されている。
- (イ) ダイアル錠 3
  - a ダイアル錠 3 の前面プレート 8 は縦に長い矩形形状であり、その幅中央部に僅かに盛り上がる縦に長い突部 1 2 を有する。
  - b ダイアル操作部 9 は、突部 1 2 の位置に 4 個のダイアル 1 3 が突部 1 2 の長さ方向に沿って一定の間隔ごとに整列配置されている。
  - c 各ダイアル 1 3 は、横向きであって、前面プレート 8 に設けられた開口部から突出した外周面の長手方向が突部 1 2 と直交するように設けられており、ダイアル 1 3 中央部の前面プレートからの突出高さは突部 1 2 の高さの約 2 倍である。
  - d つまみ 1 0 は、突部 1 2 の上方位置であって 4 個のダイアル 1 3 の列上に配置されている。
  - e つまみ 1 0 は、正面から見た形状が円形であり、直径は各ダイアル 1 3 の幅とほぼ一致している。
  - f つまみ 1 0 は、外周面に凹凸のある操作部 1 4 を有する。
  - g つまみ 1 0 は、円筒形状の底部が正面に対して突出しており、当該底部の中心部に鍵穴 1 5 を備えている。
  - h つまみ 1 0 の上方に円弧状の切り欠き部 1 6 を備え、切り欠き部 1 6 の両端付近から左右に矢印 1 7 が伸びると共に、正面視右側の矢印 1 7 の先端には解放された錠前の印 1 8 が施され、正面視左側の矢印 1 7 の先端には閉鎖された錠前の印 1 9 が施されている。
  - i 上記解放された錠前の印 1 8 は緑色、上記閉鎖された錠前の印 1 9 は赤色に着色されている。

#### (4) 本件意匠と被告意匠との対比

##### ア 共通点

###### (ア) 基本的構成態様の共通点

- a 筐体に手がかり部とダイヤル錠が一体に組み込まれたものである。
- b 筐体は、前面部と本体部とを一体に備えている。
- c 前面部の外形は正面から見て縦に長い矩形状である。
- d 本体部は前面部の後方へ突き出ており、ラッチとデッドボルトとが突出する。
- e 手がかり部は、前面部において開口する凹部よりなる。
- f ダイヤル錠は、手がかり部と横並びに配置されている。
- g ダイヤル錠は、前面プレート上にダイヤル操作部とつまみとが配置されてなるものである。

###### (イ) 具体的構成態様の共通点

###### a 手がかり部

- (a) 手がかり部の凹部は、前面部における開口部分が縦に長い矩形状である。
- (b) 手がかり部の凹部は、正面視右内側面は背面に向かって中央に向かい緩やかに傾斜している。

###### B ダイヤル錠

- (a) ダイヤル錠の前面プレートは縦に長い矩形状であり、その幅中央部に僅かに盛り上がる縦に長い突部を有している。
- (b) ダイヤル操作部は、突部の位置に4個のダイヤルが突部の長さ方向に沿って一定の間隔ごとに整列配置されてなる。
- (c) 各ダイヤルは、横向きであって、前面プレートに設けられた開口部から突出した外周面の長手方向が突部と直交するように設けられている。
- (d) つまみは、突部の上方位置であって4個のダイヤルの列上に配置されている。
- (e) つまみは、正面から見た形状が円形であり、直径は各ダイヤルの幅とほぼ一致している。

##### イ 相違点

###### (ア) 基本的構成態様の相違点

本件意匠では、筐体の前面部の上端部位置に横に長い矩形状の名札入れが設けられているのに対し、被告意匠では、名札入れが設けられていない。

###### (イ) 具体的構成態様の相違点

###### a 手がかり部

- (a) 本件意匠では、前面部における開口部分の幅は、ダイヤル錠の前面プレートの幅より狭く、前面プレートの約6割の幅であり、長さも前面プレートより短く、前面プレートの約9割の長さであるのに対し、被告意匠では、前面部4における開口部分11の幅は、ダイヤル錠3の前面プレート

8の幅より狭く、前面プレート8の約8割の幅であり、長さが前面プレート8の長さとはほぼ一致する。

(b) 被告意匠では、手がかり部の凹部の傾斜の右開口始端部には段差が形成されているのに対し、本件意匠ではそのような段差が設けられていない。

#### b ダイアル錠

(a) 本件意匠では、ダイアル錠の突部の中央には棒状の印が描かれているのに対し、被告意匠ではそのような印が描かれていない。

(b) 本件意匠では、ダイアル中央部の前面プレートからの突出高さが突部と同一の高さとなるように設けられているのに対し、被告意匠では、ダイアル13中央部の前面プレートからの突出高さは突部12の高さの約2倍である。

(c) 本件意匠では、つまみは、①直径に沿って突出する操作部を有し、②前面プレートに埋設された円筒形の基底部と、当該基底部の直径に沿って突出する略直方体状の操作部とを有し、操作部は、基底部に向かって滑らかな凹面を形成するように基底部と一体成型されており、③つまみの操作部には、正面に突出する面の上端部付近から基底部に至る棒状の印が描かれており、④正面視におけるつまみの右上約45度の方向及び左上約45度の方向には、それぞれ、先端を基底部の外周に接する矢尻状の印が描かれているのに対し、被告意匠では、つまみ10は、①外周面に凹凸のある操作部14を有し、②円筒形状の底部が正面に対して突出しており、当該底部の中心部に鍵穴15を備えており、③つまみ10の上方に円弧状の切り欠き部16を備え、切り欠き部16の両端付近から左右に矢印17が伸びると共に、正面視右側の矢印17の先端には解放された錠前の印18が施され、正面視左側の矢印17の先端には閉鎖された錠前の印19が施されており、④上記解放された錠前の印18は緑色、上記閉鎖された錠前の印19は赤色に着色されている。

#### c 名札入れ

本件意匠では、名札入れは、前面部上縁に達する扁平な直方体状の凹部が形成されると共に、当該凹部の左右に溝が形成されており、上下長さは前面部の上下長さの約16.4%であるのに対し、被告意匠では名札入れが設けられていない。

### (5) 本件意匠と被告意匠の類似性について

ア 意匠の類否は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであるところ（意匠法24条2項）、その場合には、需要者の注意を惹く構成、すなわち要部がどこであるかを、意匠に係る物品の性質や使用態様、公知意匠等を参酌して把握し、登録意匠と対象となる意匠とが要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断すべきものである。

イ 本件意匠に係る物品はロッカー用ダイヤル錠付き把手であるから、その需要者は、ロッカーを購入して設置する者であるが、設置者は使用者の使いやすさ等を勘案してロッカーを選択するものであるし、設置者の中には自らロッカーを使用する者も相当程度存すると考えられるから、使用者の立場に立って観察すべきものである。そして、本件意匠に係る物品は、ロッカーに取り付けられて使用されるものであり、その側面や背面はロッカーに埋め込まれて見えない状態になることからすると、需要者は、その正面視での形状に関心を持つものと認められる。そこで、以下、正面視での形状における需要者の注意を惹く構成を検討する。

ウ まず、本件意匠の基本的構成態様のうち、正面視略縦長長方形のプレートに、つまみとダイヤル操作部と手がかり部が設けられる構成は、公知意匠（甲10。意匠登録第482793号に係る意匠公報）に見られるものであり、また、ロッカーに必要な応じて名札入れを設けることは以前からよく行われていることであることからすると、それらの部位を設けたことは、需要者の注意を惹く構成であるとは認められない。

次に、原告は、本件意匠の正面視における、つまみ、ダイヤル操作部及び手がかり部の配置が要部であると主張する。確かに、本件意匠においては、正面視で、右側に手がかり部、左側上部につまみ、左側下部にダイヤル操作部が配置されており、本件で提出された公知意匠においては、それらの要素を本件意匠のように配置したものは存在しない。しかし、つまみは施錠及び解錠操作に、ダイヤル操作部は暗証番号の設定に、手がかり部は扉の開閉において、それぞれ機能するもので（甲2）、それぞれがまとまった部位を構成するものであるところ、これらの部位を長形状の筐体前面部に収まるように配置する場合、その態様には自ずと制限があり、本件意匠における前記配置は、上記三つの部位が筐体前面部内に収まるように配置したという以上に、格別特徴的なものということとはできないことからすると、その配置関係自体が需要者の注意を惹くとは認め難く、このことは名札入れの配置を考慮しても同様である。したがって、原告の上記主張は採用できず、各部位の配置が需要者の注意を惹く構成であるとは認められない。そして、このことは、本件意匠と基本的構成態様を同じくする後願意匠が複数登録されていること（乙6ないし8、意匠登録第1355146号、同第1442053号、同第1499492号）にも沿うものである。

以上からすると、本件意匠の基本的構成態様は、要部であるとは認められない。

エ 次に、各部位の具体的構成態様について検討する。

(ア) 手がかり部については、公知意匠として、本件意匠の手がかり部と同様の形状の手がかり部を有する家具用引手が存したと認められること（乙1、意匠登録第607053号意匠公報）からすると、この点に需要者の注意が惹かれるとは認められない。なお、これらの上記公知意匠は、家具用引手に

関するものであるが、家具用引手はロッカー用把手としての用途も備えるから、上記公知意匠は参酌することができるものである。

(イ) ダイアル錠のうちのダイアル操作部については、公知意匠として、つまみの横に4桁のダイアルが正面視横方向に配置されている符号錠装置が存したと認められること（甲20。特開平6-221037号公開特許公報）からすると、4桁のダイアルを縦方向に配置した本件意匠のダイアル操作部の構成に需要者の注意が惹かれるとは認められない。

(ウ) ダイアル錠のうちのつまみ及びその周辺部については、公知意匠として、①円盤の直径部分に持ち手が設けられているもの（甲10。意匠登録第482793号に係る意匠公報）、②円盤の中央に鍵穴があり、円盤の周囲の2時の位置に「OPEN」、10時の位置に「CLOSE」の表示があるもの（前掲甲20）や、③それに加えて双方の表示を結ぶ矢印の表示があるもの（甲21。特開平9-317271号公開特許公報）が存在したことが認められるが、本件意匠のつまみの具体的構成は、それらのいずれにも見られないものであることからすると、需要者の注意を惹く部分であると認めるのが相当である。

この点について、原告は、つまみは単独では要部を構成しないと主張するが、つまみの形状は、物理的にも機能的にも、ダイアル操作部からは独立した構成であり、使いやすさ等の観点からもそれ自体として需要者が関心を持つものであるから、原告の主張は採用できない。

(エ) 名札入れについては、本件意匠の上部という比較的目立つ位置に存在し、大きさも、前面部全体の10%程度と小さいとはいえないものの、その形状は、正面視でプレート内側に向けて浅い開口部が形成されているにすぎず（甲2、3）、名札入れとしてさほど特徴的なものではない上、その機能も、当該ロッカーの利用者を提示するもので、ロッカーの開閉及び施錠という本件意匠に係る物品の本来的な機能とは異なる付随的なものであることに照らせば、他の部位に比して、需要者の注意を惹く程度は限定されるというべきであるから、この構成が需要者の注意を特に惹くとは認められない。そして、このことは、本件意匠と名札入れの有無について相違がある意匠が本件意匠の類似意匠として登録されていることから裏付けられる。

オ 以上からすると、本件意匠の要部は、その基本的構成態様を前提として、つまみ及びその周辺部の具体的構成態様にあると認めるのが相当である。そこで、以下、これを前提にして本件意匠と被告意匠との類否を検討する。

カ 前記のとおり、本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部であるつまみ及びその周辺部の具体的構成態様において差異がある。すなわち、本件意匠のつまみは、円筒形の基底部とそこから直径に沿って滑らかに突出する略直方体状の操作部とが一体成形されているのに対し、被告意匠のつまみは、外周面に凹凸のある操作部を有する円筒形状で鍵穴を有するというように、つまみ自体の形状が大きく異なる。また、つまみ周辺部についても、被告意匠で



は、円弧状の開口部、矢印、並びに閉鎖及び解放された色違いの錠の印が存在するのに対し、本件意匠においては、つまみ基部外周に接する形で矢尻状の印が存在するのみであるなど、異なっている。特に、被告意匠のつまみにおける鍵穴の長さは、つまみの直径の2分の1を上回るものであり、それ自体目を惹くものである上、鍵穴は、鍵を挿入することにより、ダイヤル錠が施錠状態でもデッドボルトを回すことが可能となるという重要な機能を果たすものであること（乙10 p 13, 弁論の全趣旨）も考慮すると、需要者の注意を強く惹くものであるというべきである。原告は、鍵穴が設けられたつまみは本件意匠出願時公知であった（甲20, 21）点を指摘するが、そうであるとしても、鍵穴のあるつまみと、鍵穴のないつまみとを対比した場合に、鍵穴の存在が類否判断に大きな影響を与えるとの判断は左右されない。以上より、本件意匠の要部であるつまみ及びその周辺部における差異は、両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすものというべきである。

他方、本件意匠及び被告意匠の共通点は前記のとおりであるところ、その基本的構成態様、手がかり部及びダイヤル操作部の共通点は、前記のとおりいずれも需要者の注意を惹くとは認められない。

そして、以上の点に加え、名札入れの有無及びそれに伴う手がかり部の相違をも併せ考慮すると、本件意匠と被告意匠との差異点の印象は、共通点の印象を凌駕し、全体として異なる美感を与えるものというべきであるから、被告意匠は、本件意匠に類似するものと認めることはできない。

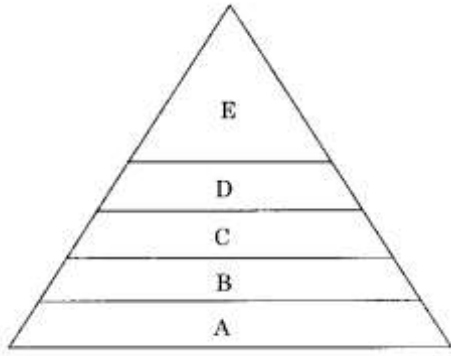
2 以上の次第で、その余の争点につき検討するまでもなく、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 本件は意匠権侵害行為に対する損害賠償請求事件であるところ、裁判所はまず本件登録意匠の構成態様について基本的構成態様と具体的構成態様に大別して論じている。しかし、本件意匠に係る物品である「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」という物品概念が属性として有する基本的形態をまず把握し、次は周知・公知の形態を見い出して捨象した後、創作的形態について把握するという論理を採っていないから、非常に解りにくい説示となっている。

即ち、創作的形態の把握に至るまでには、当該物品についての周知的・公知的形態がいろいろと存在する場合があるから、まずそれらを把握せずには結論は出せないのである。この論理を図解すると、登録意匠の構成態様というものは、次のようなピラミッド状の構造から成り立っているのである。<sup>1)</sup>

1) 牛木理一「意匠法侵害—理論と実際—」26頁 経済産業調査会（2003）



E = 創作的形態(要部)  
 D = 公知的形態(刊行物上)  
 C = 公知的形態(事実上)  
 B = 周知的形態  
 A = 当該物品の基本的形態

2. わが国意匠法は、「工業上利用することができる意匠を創作した者」に対し、法3条1項・2項に規定する登録要件を有する意匠であれば、特許庁は意匠登録の査定をしなければならず、登録査定を受けた出願人は登録料の納付をすれば、意匠権の設定登録がなされることになっている。

意匠権の発生後に、もし第三者が登録意匠と類似する意匠を実施していることを発見した時は、意匠権者はその第三者に対し意匠権侵害を中止するよう警告書を発し、中止しないときは侵害訴訟を提起することになる。しかし、もし相手方が回答書で本件登録意匠の出願前に周知ないし公知の意匠を例挙し、登録意匠の無効性又は類似範囲の狭さを主張した時は、意匠権者はその事実関係の有無を精査する必要がある。

すると、本件はこれに近いような事案ではなかっただろうか。

しかしながら、裁判所による事案の解明には、前記したような解りにくい論理の展開があるから、筆者は解り易い論理で、意匠権侵害の有無を解説してみたいと思う。それが前記ピラミッド構造の解説であり、保護されるべき登録意匠の構成態様は、ピラミッドの基礎から考えてみれば、容易に理解することができるのである。ただし、意匠法は意匠の創作を奨励し保護する法律であるから、意匠の創作の要部といわれる構成態様を把握するためには、その基礎から着実に考えなければならないからである。

3. これに対し、裁判所や特許庁(審判)では、登録意匠の構成態様における創作の要部を把握する論法として基本的構成態様は何かをまず考え、その後に具体的構成態様は何かを考えているが、これでは、登録意匠の創作の要部を具体的にかつ確実に把握することは非常に困難である。

また本件判決は、意匠法24条2項を引用し、需要者の注意を惹く構成態様である「要部」が何処にあるかを、「意匠に係る物品の性質や使用態様や、公知意匠等を参酌して把握し」と説示するが、これは筆者が前記したピラミッド構造の「A+B+C+D」の部分に相当するものと思われる。しかし、その判断主体を筆者は「当業者」としているのに対し、裁判所は「需要者」としている大きな違いがある。

思うに、需要者一般には、当該物品の構成態様にあって、何が周知か公知かについての知識などはごく限られているのに対し、当業者には、当該物品に係る形態について事前調査を的確にする義務があるし、法3条1項柱書には「工業上利

用することができる意匠の創作をした者」として、当業者の立場である創作者が挙げられているのだから、新規性の有無の判断主体は当業者であって当然というべきである。

そこで、本件判決で裁判所が引用している公知意匠は、一般需要者が知り得るような事実上の公知意匠ではなく、調査して初めて判明する刊行物上の公知意匠であるから、そのような公知意匠について無知な一般需要者にとっては、あえて注意を惹かれる部分となるであろう。注意を惹かれるとすれば、看者である需要者にとっては、当該部分を要部の一部と把握することになるであろう。

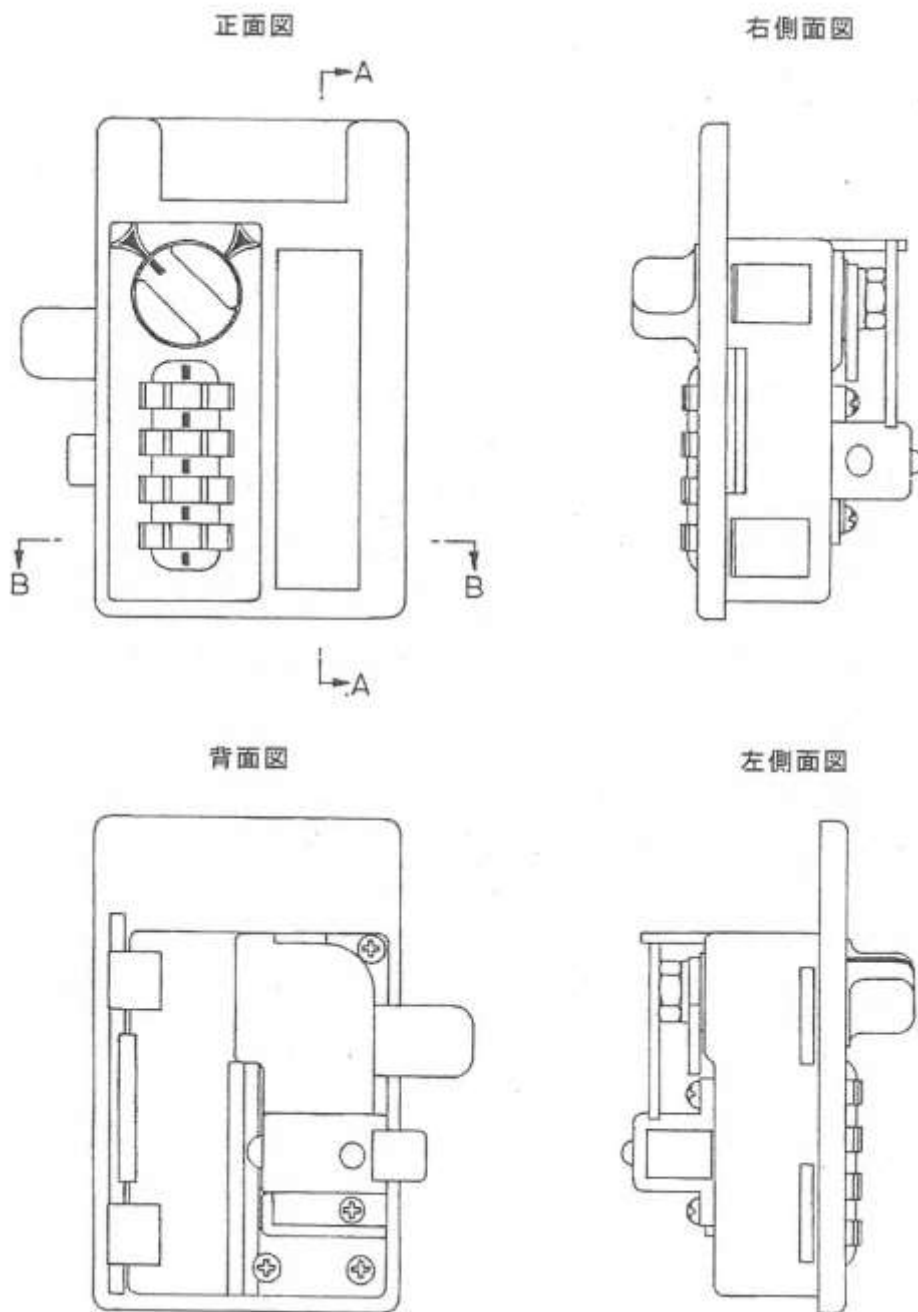
ここに需要者の注意とは、判決によれば、両意匠の印象の相違であり、美感の異同となるのであろうが、問題は、視覚的判断をする以前の実体としての登録意匠の形態についての創作の要部の把握なのである。

4. さらに、本件登録意匠には類似意匠1号が登録されている(旧法10条1項)ことを考慮すると、類似意匠1号と被告意匠とは実体的にかなり近接し、その構成態様は類似するとも見える。しかし、類否判断は本意匠との対比で行わなければならないから、その全体の形態は、公知意匠との関係を考慮すれば、その創作の要部、即ち類似範囲は狭いというべきであるとして、裁判所は非類似と判断したのであろう。

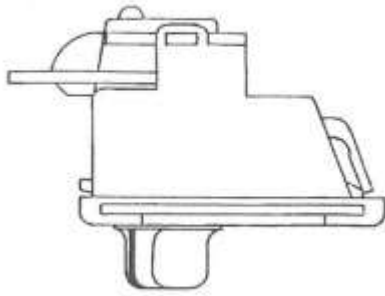
なお、本件意匠は、平成11年12月17日に設定登録された意匠権であるから、平成26年12月17を以って15年間の存続期間は満了したのであった。(旧法21条)

[牛木 理一]

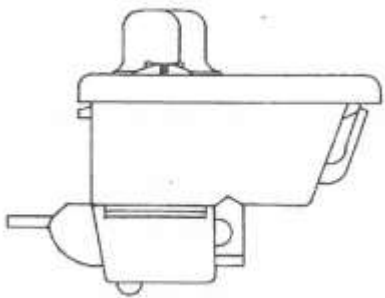
〔登録意匠の図面〕



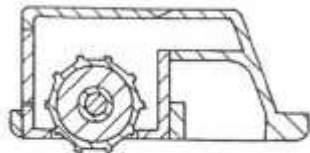
平面図



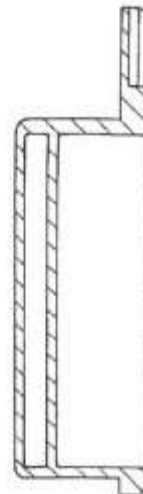
底面図



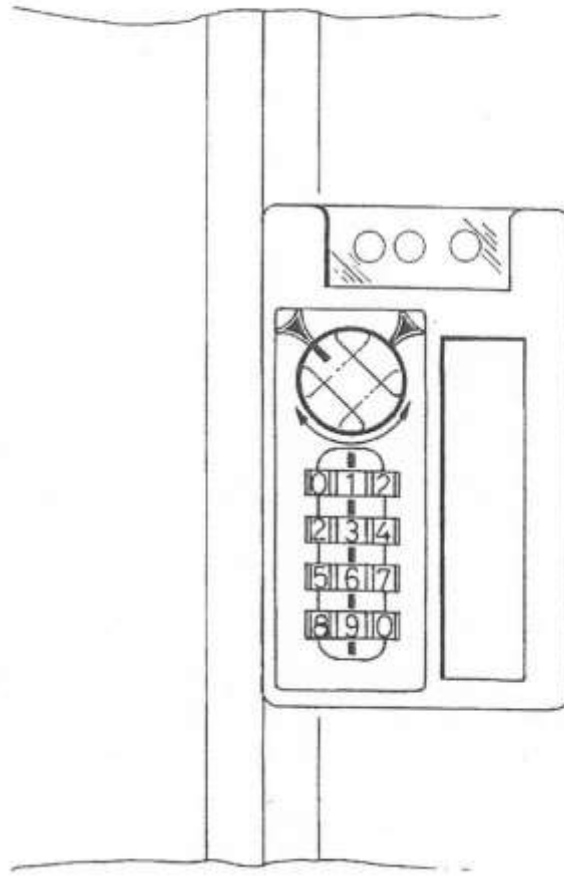
内部構造の一部を省略した  
B-B線断面図



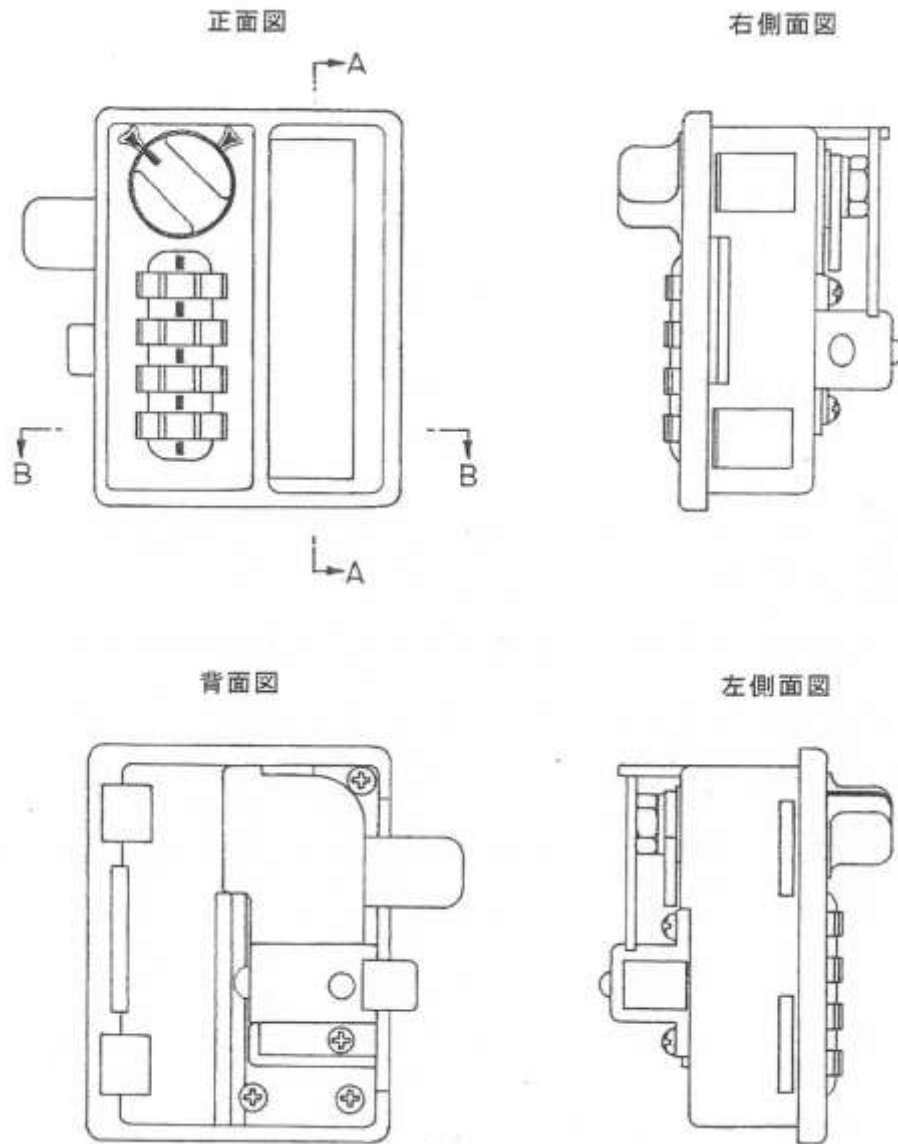
内部構造の一部を省略した  
A-A線断面図



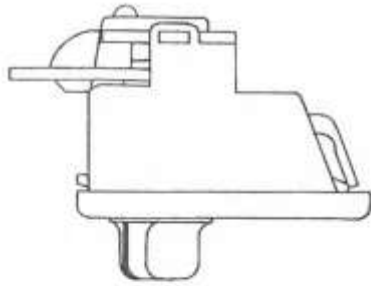
使用狀態參考圖



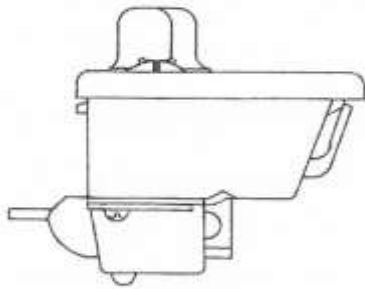
〔類似意匠の図面〕



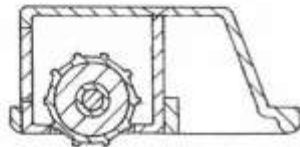
平面図



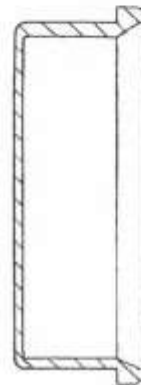
底面図



内部構造の一部を省略した  
B-B線断面図

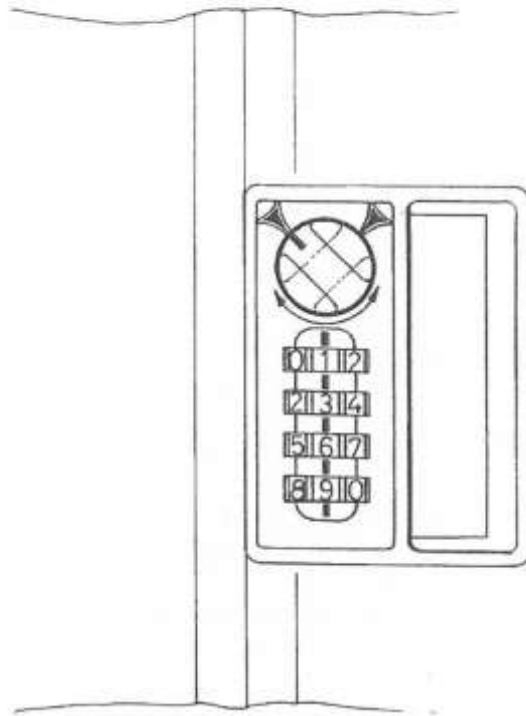


内部構造の一部を省略した  
A-A線断面図





使用状态参考图



〔被告製品目録〕

- 1 概要 「Myプラロッカー」の商品名で販売されているセキュリティBOX  
及びパーソナルロッカーに組み込まれたダイヤル錠付き把手
- 2 構成 以下の別紙図6部（写真6葉）のとおり

【図1】 正面図

【図2】 背面図

【図3】 右側面図

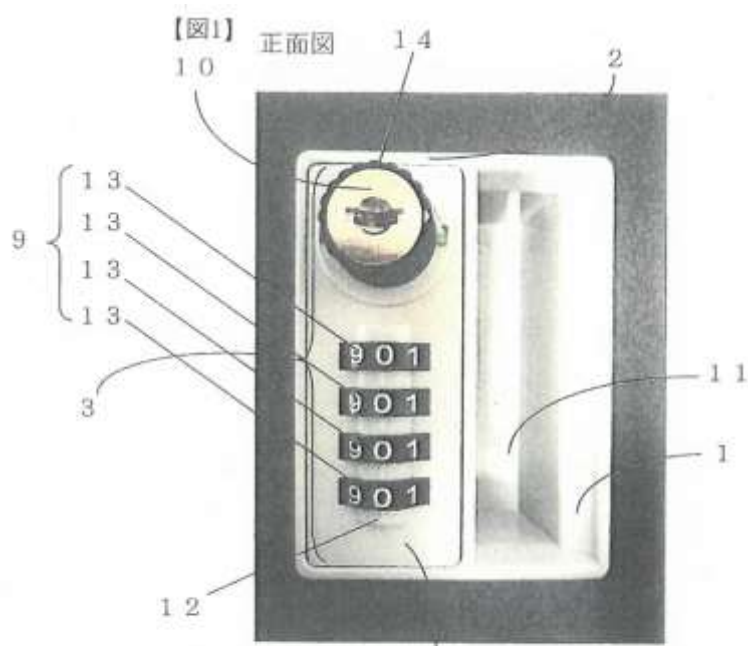
【図4】 左側面図

【図5】 平面図

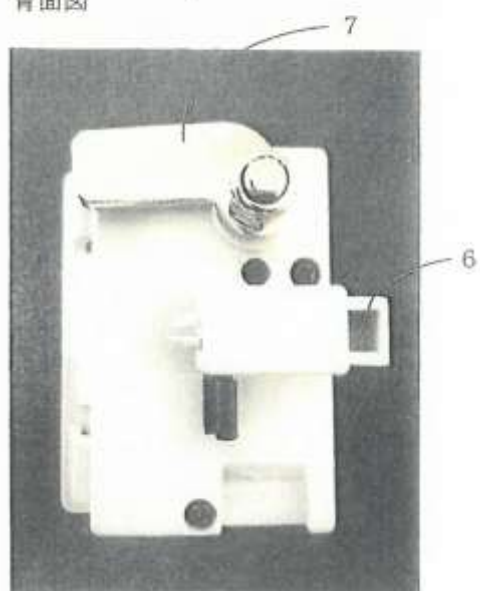
【図6】 底面図

【符号の説明】

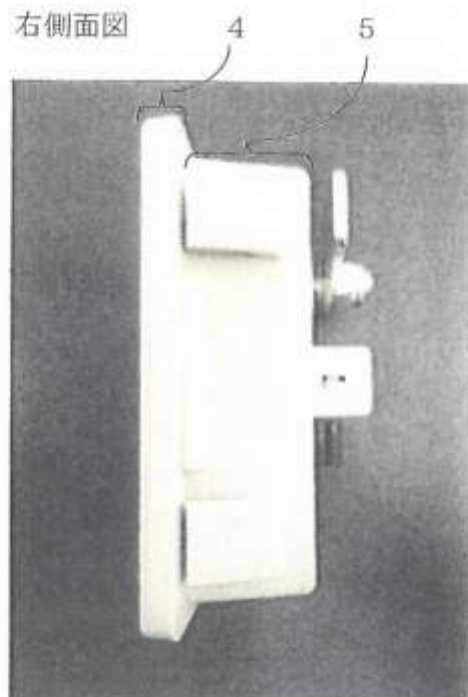
- |           |        |          |          |
|-----------|--------|----------|----------|
| 1 手がかり部   | 2 筒体   | 3 ダイヤル錠  | 4 前面部    |
| 5 本体部     | 6 ラッチ  | 7 デットボルト | 8 前面プレート |
| 9 ダイヤル操作部 | 10 つまみ | 11 開口部分  | 12 突部    |
| 13 ダイヤル   | 14 操作部 |          |          |



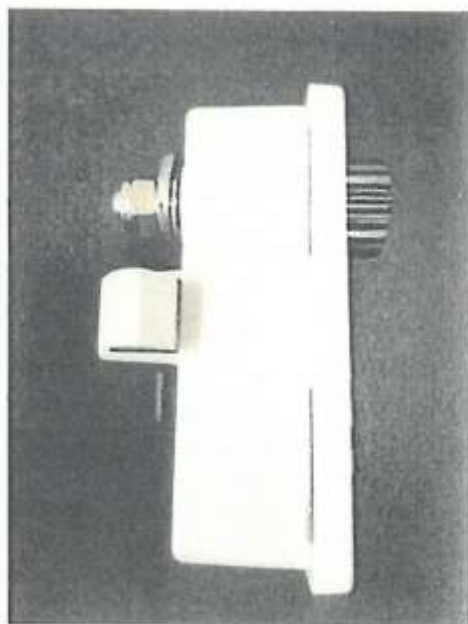
【图2】 背面图



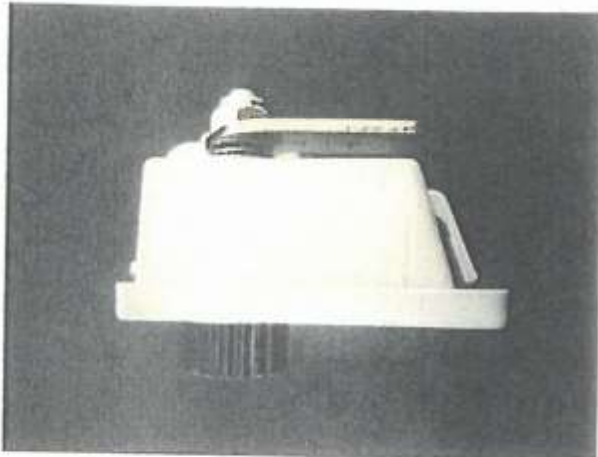
【图3】 右侧面图



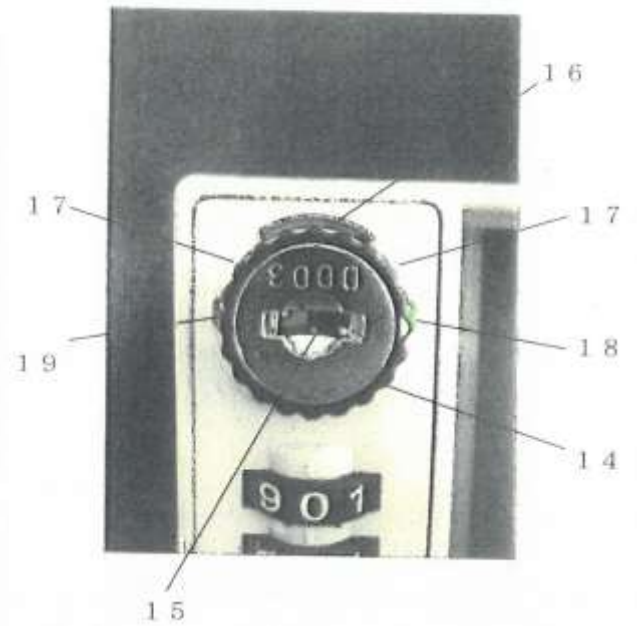
【图4】 左侧面图



【図5】 平面図



つまみ及び周辺部分の拡大図



【図6】 底面図



符号の説明

- |           |              |              |          |
|-----------|--------------|--------------|----------|
| 1 手がかり部   | 2 筐体         | 3 ダイヤル錠      | 4 前面部    |
| 5 本体部     | 6 ラッチ        | 7 デットボルト     | 8 前面プレート |
| 9 ダイヤル操作部 | 10 つまみ       | 11 開口部分      | 12 突部    |
| 13 ダイヤル   | 14 操作部       | 15 鍵穴        | 16 切り欠き部 |
| 17 矢印     | 18 開放された錠前の印 | 19 閉鎖された錠前の印 |          |